

事 務 連 絡  
令和2年2月28日

刑事施設の所管首席矯正処遇官 殿  
少年院（分院）首席専門官 殿  
少年鑑別所（分所）首席専門官 殿（首席専門官の配置されていない  
庁にあっては主管統括専門官）  
矯正管区成人矯正第二課長 殿（参考送付）  
矯正管区少年矯正第一課長 殿（参考送付）  
矯正管区少年矯正第二課長 殿（参考送付）  
矯正管区矯正医療調整官 殿（参考送付）

法務省矯正局成人矯正課補佐官（処遇第二係）  
法務省矯正局少年矯正課補佐官（少年院係）  
法務省矯正局少年矯正課補佐官（少年鑑別所係）  
法務省矯正局矯正医療管理官補佐

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく都道府県知事への通報の対象者について

標記通報（以下「26条通報」という。）については、平成18年5月23日付け矯成第3373号矯正局長依命通達「被収容者の釈放に関する訓令の運用について」に基づき実施されているところですが、今般、地方自治体から、26条通報の対象者の明確化について要請がなされたところです。

これを受けて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課から都道府県及び指定都市宛てに、26条通報の対象者についての事務連絡（別添）が発出されています。

また、矯正施設においては、平成27年3月19日付け当職事務連絡「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく都道府県知事への通報の対象者について」により連絡しているとおおり、26条通報の対象となる精神障害者の定義については、同法第5条において「「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」とされており、精神障害者とは、「精神疾患を有する者」という医学的概念で規定されるところ、その精神疾患の範ちゅうに

係る具体的な個々の疾患名については、国際疾病分類第10版（ICD-10）上の該当項目（第5章 精神及び行動の障害）全体が「精神疾患」に該当するとされています。前記精神障害者（その疑いがある者を含む。）の定義に該当しない者については、26条通報の対象者とはなりませんので、その適正な運用に配慮願います。